

2016年9月

【共通論題参考資料】

各国保険契約法の仕組みと基本構造

I アメリカ法

1. アメリカ法全般

(1)英米法 (Anglo-American law; common law) としての位置づけ

イギリス法、およびイギリス法を継受した国々の法という意味においてアメリカ法は英米法である

cf. 裁判所が下した判決が集積してできた判例法体系としてのコモン・ロー (common law) と、コモン・ローの硬直化による社会の要請に対応したあるいは正義に悖る裁判がなされ場合に個別に救済を与えるエクイティ (equity) に分類するのが一般的

判例 (裁判所の判断) が第一次的法源であり (判例法主義)、先例拘束性の原理 (doctrine of precedent) が働く

cf. アメリカでは、植民地時代末期のイギリス本国政府による抑圧から、植民地人の自由を守るため陪審制度 (jury) が支持され、その後も、陪審のもつ独立性や民主制が高く評価されている

(2)連邦制との関係

連邦議会は、租税・関税の賦課徴収や外国との通商および各州間の通商の規制など合衆国憲法に列挙された事項についてのみ法律を制定することができる。したがって、契約法、不法行為法、家族法、相続法、会社法、商取引法、一般刑法などについては、連邦に規制権限が与えられず、州法により規律される

(3)法の統一

1892年に統一州法委員会全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) の第1回会議が行われ、各州の議会に対して、同一のモデル法案に添った同じ内容の法律を制定するよう求めている。

ex. 1951年統一商事法典 (Uniform Commercial Code) : 現在全州が採択

判例法の原則を条文化し、それに注釈と設例を付したリステイメント (Restatement of the Law) が、1923年に創設されたアメリカ法律協会 (American Law Institute) により策定されている。リステイメントは、裁判所を拘束するものではないが、その判断にあたり大いに参考とされている

ex. 契約法、代理法、信託法、不法行為法等のリステイメント

2 アメリカ保険法

(1) 保険法

保険契約法および保険監督法を総称してアメリカ保険法と呼ぶ。保険契約法は、イギリス保険法を一般的には継受したものとして、判例法を構成している (例えば、被保険利益、ワランティ、不実表示等)。他方、保険監督法は、アメリカ法として独自に発展してきているとも評価できよう

(2)各州の保険法

判例法として、当該論点に関して判例が蓄積している。また、保険契約に関する事項と保険監督に関する事項が混在している制定法 (statute) を各州は定めている

cf. ニューヨーク州保険法、カリフォルニア州保険法、

(3)規制機関

各州に保険監督局 (insurance department) があり、全米 50 州およびワシントン DC、4 準州の保険監督官で構成される州保険規制の調整機関として NAIC (National Association of Insurance

Commissioners:全米保険監督官協会)が1871年に設立されている。NAICは、各州の保険立法に影響を与えるモデル法(Model Act)、モデル規則(Model Regulation)を策定している

(4)連邦法との関係

当該保険取引が、合衆国憲法第1編第8節により州際通商(interstate commerce)と認められる場合には、連邦法(例えば、反トラスト法、証券法、証券取引所法等)の適用対象となる

3 アメリカ保険法の研究

(1)各州判例の分析

基本的には、当該州の判例で扱われた事案および裁判所の判断の分析が中心となる

cf. 保険契約法研究では、州の裁判所判例集を参照。ケースブック(Case Book)は、当該論点について著名な州判例を取り上げ、コメントしているものが多い。また、論点毎に理論を体系的にまとめたHornbook(体系書、教科書)で、権威のあるものもある

(2)学説、制定法等

判例において、学説(Law Review)を引用するものも多数見られるので、裁判所判断の基礎となっている場合もある。また各州の制定法、連邦法、または契約法リステイトメントなどが裁判所の解釈の対象となっていることも多い。したがって、それらを研究の対象とすることの意味は大きい

(3)わが国の保険法に対する影響

根本的な法体系の違いはあるけれども、契約解釈(約款解釈)、保険契約者保護の位置づけ、または保険監督(保険者の健全性の維持、募集行為規制等)の諸観点から参照すべきことは多い。

(梅津)

II. イギリス法

1. イギリス法全般

(1)イギリス法とは

イギリス又は英国は、United Kingdoms(連合王国)で、法律は王国毎に存在する。イギリス法という場合、多くは、イングランドの法を指し、本説明においても同じとする。

(2)イギリス法の一般的特徴

法の実際の適用に重点を置き、観念的議論や体系化の思考は弱い。民法、商法、保険法等の体系も存在しない。保険契約法という場合、保険関係の判例法、制定法の総体を指す。

(3)コモン・ローの4つの意味

コモン・ローという用語は、状況により、①英米法(大陸法に対して)、②イングランド王国の共通法(地方の個別法に対して)、③判例法(議会制定法に対して)、④国王裁判所群の判例法(大法官裁判所群の判例法エクイティに対して)のいずれかを示す。

(4)法源

議会制定法は判例法に対して拘束力を有する。判例法は、コモン・ローとエクイティの淵源がある。先例拘束性を厳密に守っているが、House of Lords(貴族院)は自らの先例には必ずしも拘束されない。EUメンバーとして、EU法やEU指令に基づく規制を受ける。

(5)イギリス法の理解に当たって

学説、道徳、正義などは、法としては認識されない。信義則も法としては認識されない。

客観的な安定性、確実性が重視され、解釈原則としては、文字どおりに解釈する原則(Literal Rule)、意味の範囲で理解する原則(Golden Rule)、法の欠陥を補正する法は必要の限りで限定的に解釈する

(Mischief Rule) 原則などがある。

2. 保険契約に関するイギリス法の種類

(1) 概説

保険法又は保険契約法として、保険契約に関する法を体系化した法律はない。1906年海上保険法は、海上保険に関する判例を体系的に整理したもので、保険契約法の多くの部分をカバーしている。生命保険と損害保険について法を明確に体系化することはせず、損害保険に当たる法律用語も存在しない。海上保険や自動車保険は、indemnity insuranceとして認識されている。

(2) 判例法

保険契約に関する重要な法源は判例法で、過去数百年にわたる膨大な判例が存在する。ロンドンには、再保険、海上保険、責任保険など大規模企業保険を中心に、世界中の紛争が持ち込まれ、次から次に新たな判例が生まれ、イギリス法は進化している。

(3) 制定法

保険に係る制定法はいくつかあるが、1906年海上保険法(Marine Insurance Act 1906)は、それまでの海上保険に関する2000を超える判例法を法典化したもので重要である。保険契約の判例法を示したものとして、海上保険以外の保険にも適用される場合が多い。

(4) ソフト・ロー

法律ではないが、消費者保険では、オンブズマン制度による運営実務も重要である。

3. イギリス法の改革

1906年海上保険法や伝統的判例法は、海上保険等の企業保険を中心として生成されたもので、消費者保険

や現代の取引に適合しない面があり、他のコモン・ロー諸国やその他の国の保険契約法の発展から取り残されている面があるとして、その後進性は長く批判を受けていた。2005年には、イングランドとウェールズの実務委員会がスコットランド法律委員会と合同で改正案の策定に着手し、その後、保険契約関係の制定法が制定されている。これらの制定法は、いずれもそれまでの判例法と制定法を部分的に修正するものである。

① Consumer Insurance (Disclosures and Representations) Act 2012(2013年4月6日発効)：消費者保険における告知義務に関する判例法・1906年海上保険法を修正するもの。

② Insurance Act 2015(2016年8月12日発効) 最高信義原則の位置づけ、企業分野の告知義務、保険法一般のワランティ、詐欺的請求、それに関する判例法、制定法を修正するもの。

③ Enterprise Act 2016(保険金支払いについては、2017年5月4日発効) 企業取引の活性化に向けた施策に関する立法で、その中で、2015年法に保険金支払い遅延に関する規定を追加することが規定されている。

④ その他 被保険利益、その他の論点についての改正法も検討されている。

(中出)

III. ドイツ保険契約法

1. 沿革と内容

ドイツ保険契約法(VVG)は、1908年に制定されたものであり、私保険契約をめぐる法律関係を規整するものである。2007年にプロ・ラタ主義を導入するなどの大改正が行われ、2008年から改正法が施行されている。改正の背景は、100年前に制定された保険契約法はもはや現代の消費者保護の要請には適さないというものである。

現在の保険契約法は、第1編総則(1条~99条)、第2編個々の保険種類(100条~208条)、第3編雑則(209条~215条)から成っている。

第1編総則は、第1章(すべての保険分野に関する規定)および第2章(損害保険)から成っており、第1章では、総則規定(第1節。契約の典型的義務(1条)、遡及保険(2条)、保険契約者への助言(6条)、保険契約者への情報提供(7条)、保険契約者の撤回権(8条)、保険料期間(12条)、金銭給付の履行期(14条)など)のほか、告知義務・危険増加その他の責務(第2節)、保険料(第3節)、他人のためにする保険(第4節)、暫定的てん補(第5節)、予定保険(第6節)、保険仲介人、保険助言人(第7節)が定められており、また、第2章では、総則(第1節。超過保険(74条)、一部保険(75条)、重複保険の場合の責任(78条)など)と物保険(第2節)が規定されている。

第2編個々の保険種類は、第1章(責任保険)、第2章(権利保護保険)、第3章(運送保険)、第4章(建物火災保険)、第5章(生命保険)、第6章(就業不能保険)、第7章(傷害保険)、第8章(疾病保険)に分かれている。

第3編雑則では、再保険・海上保険(209条)、大規模リスク・予定保険(210条)のほか、第三者が有する個人健康情報の確認調査(213条)、調停委員会(214条)、裁判管轄(215条)が規定されている。

以下、2007年改正法の主な内容を紹介する(以下の部分は、山下友信=米山高生・保険法解説93頁以下〔金岡京子執筆〕を参照したものである)。

2. 助言義務と情報提供義務

これまで判例上認められてきた保険者の助言義務が法定された。すなわち保険者は、保険契約者に対し、その提案する保険を判断する難しさや保険契約者の属性およびその置かれている状況に照らして、その理由があるときは、保険契約者の要望と必要性について質問し、かつ助言費用と保険料との間の適切な関係も考慮したうえで助言しなければならない、かつある特定の保険について与えた個々の助言の根拠を示さなければならない(6条1項)。保険者が助言義務に反したときは、この違反により発生した損害を賠償しなければならない(同5項)。

また、保険者は、保険契約者に対し、保険契約者が契約の意思表示をする前の適切な時期に、普通保険約款を含む契約条件などを文書で提供する義務を負う(7条1項)。保険契約継続中も、保険者は情報提供義務令の規定に基づき、以前に提供された情報の変化や、疾病保険の保険料率変更、生命保険の剰余金配当等に関して、保険契約者に伝えなければならない(同条3項)。保険者がこの情報提供義務に違反したときは、保険契約者の契約撤回期間(2週間、生命保険は30日間)は開始しない(8条2項1号・152条1項)。また、保険契約者は、保険者の義務違反を理由として、損害賠償請求もできる。

3. プロ・タラ主義の導入

保険契約者が契約上または法律上の責務(Obliegenheiten)違反や危険増加の禁止違反、告知義務違反等の場合に適用されていた Alles-oder-nichts の原則(全部免責原則)が廃止され、プロ・ラタ主義が採用

された。

まず、故意・重過失による告知義務違反の場合には保険契約の解除が認められる一方、故意によらない告知義務違反の場合で、かつ、正しく告知されていたとすれば別の条件で保険契約が締結されたであろうときは、契約解除（重過失）または解約（軽過失・無過失）はできず、契約条件の遡及的変更ができるものとされた（19条2項～4項）。

次に、危険増加および契約上の各種の責務違反については、故意による場合には、保険者の全部免責が認められるのに対し、重過失の場合には、その過失の割合に応じて保険給付を削減するものとされた（26条1項2項、28条2項）。

さらに、損害保険において、故意による事故招致の場合は、保険者免責とされる一方、重過失による事故招致の場合は、過失の程度に応じた割合で保険給付を削減するものとされた。

4. 告知義務

告知義務については、従来の自発的な告知義務が改められ、保険契約者は、保険者が文書で質問した危険事実のみを告知する義務を負うことが明確にされた（19条1項）。故意・重過失による告知義務違反の場合には、解除権を行使することができるが、それ以外の場合（過失・無過失）には、保険者は解約することができる（同3項）。故意による告知義務違反以外の場合において、保険者が告知されなかった危険事実を知ったとしても他の条件で契約を締結したであろう場合には、保険者は解除または解約することができず、契約調整が行われる（19条4項）。

保険者の解除権または解約権は、文書方式の別個の通知により、告知義務違反の効果を指摘したときに限り、認められる（19条5項）。つまり、文書による教示がなされなかったときは、保険者は解除または解約することができない。さらに、告知義務違反と保険事故または保険者の給付範囲との間に因果関

係がない場合には、保険者の解除権は阻却される（21条2項）。告知義務違反の場合の保険者の権利行使の除斥期間は、契約締結から5年間（疾病保険は3年。194条1項）であるが、故意または詐欺的行為による告知義務違反の場合には10年間とされている（21条3項）。

（潘）

IV フランス法

1. フランス法全般

欧米の法制度は一般に大陸法と英米法に大別される。フランス法はドイツ法と並び、大陸法を代表するものである。大陸法は、英米法のように判例法主義を採用せず、法の基幹部分を民法典や商法典等の制定法によって形成している。保険に関しては、1930年までは、特別な法制度は存在せず、民法典に射倂契約の一つとして保険契約が掲げられているだけであった。

2. フランス保険法

（1）法体系

1930年には、契約者保護的色彩の強い¹陸上保険契約法が制定され（86箇条）、現在のフランス保険契約法の基礎が築かれた。

その後、私保険関係の法令の法典化が行われ、5編からなる保険法典が1976年7月16日に公布された²。この法典は、法律規定を定める第1部（法律部＜Partie législative＞）、法律規定を適用する第2部（政令部＜Partie réglementaire＞）、施行細則とし

¹ 同法第2条では、同法の規定が原則として強行法規であることをうたっているが、この原則は現行法にも受け継がれている（保険法典L.111-2条）。

² この経緯については、岩崎稜「1981年フランス保険契約法の改正」保険学雑誌498号20頁（1982）参照。

ての第3部(省令部<Partie Arrêtés>)からなる³。第1編は契約、第2編は義務保険、第3編は企業、第4編は保険に固有の組織・制度、第5編は保険仲介者について規定している⁴。

この法典は極めてシステマティックにできている。たとえば、保険法典L.111-2条であれば、Lが法律を、以下のナンバリングが編、章、節を、ハイフンの後が条文番号を示すので、これは法律の規定中の、第1編「契約」、第1章「非海上損害保険および人保険に共通の規定」、第1節「総則」第2条であることが容易に理解できる。

陸上保険契約に関しては次のような章が設けられている⁵。

第1章 非海上損害保険および人保険に共通の規定(保険契約者・保険者の義務等、保険契約法を研究する上で極めて重要な規定を多数含む)

第2章 非海上損害保険に関する規定(火災保険、雹害保険、家畜死亡保険、責任保険、自然大災害危険保険、テロ行為に対する保険、訴訟扶助保険、工業災害の危険に関する保険等に関する規定を含む)

第3章 人保険およびカピタリザシオン取引に関する規定(12歳未満の未成年者の死亡保険契約の締

³ 政令・省令という訳はわが国のそれと厳密な意味で一致するものではないが、それに近い概念と理解して大過なからう。

⁴ フランス保険法典は何回か翻訳されているが(たとえば、武知政芳=今井薫監訳『フランス保険法典Ⅰ保険契約法(法律・政令・省令)1997年段階』(生命保険文化研究所、1998)、武知政芳=竹濱修『フランス保険法典Ⅱ義務的保険・企業(その1)(法律・政令・省令)1998年段階』(生命保険文化研究所、1999))等参照)、最も新しいものとしては、日本損害保険協会・生命保険協会『ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集』Ⅱ-1以下(笹本幸祐訳)(2006)参照。ただし、保険法典はその後も改正が続いているので、最新版を参照する必要がある。

⁵ 翻訳にあたり、前掲注(4)参照。

結を禁止する規定、自殺免責条項、第三者のためにする生命保険契約に関する規定、遺伝子情報の利用を禁止する規定等を含む)

第4章 団体保険(加入者に対する情報提供義務に関する規定を含む)

第5章 (なし)

第6章 保険契約およびカピタリザシオン契約に関する諸規定

なお、第7章は海上保険および河川・湖沼保険契約、第8章は欧州経済地域に関する協定に加盟する諸国の領域に存する危険およびその国に生じる義務に対する保険契約の準拠法、第9章はフランスの特別な地方に固有の規定を含んでいる。

(2) 特色

フランス保険契約法は1930年当時、既に契約者保護的色彩が強いものであったが、その後のコンシューマリズムの展開を反映して、消費者保護的色彩を強めている。注目すべき改正は何度も行われているが、クーリング・オフの権利等を導入した1981年の改正⁶、ヨーロッパ市場の開放との適合を図りつつ、保険者の情報提供義務を定め、告知義務につき、質問応答義務を採用するなど、消費者保護を強化した1989年の改正がとりわけ重要と思われる⁷。英国のEU離脱が国民投票により決定したため、今後、フランスがEUとの関係で果たすべき役割が高まるものと思われるが、EU指令等が保険法に与える影響、そしてそれに伴う保険法改正の動向になお留意すべきである⁸。

⁶ 岩崎・前掲注(2)参照。

⁷ この法改正については、山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』12頁以下(成文堂、2007)参照。

⁸ この点については、笹本幸祐「フランス保険法の現状分析」保険学雑誌615号175頁以下(2011)参照。

V ベルギー法

1. ベルギー法全般

ベルギーは、1830年の独立前はフランスやオランダに支配されていた（そのような時代背景もあってオランダ語系のフラマン語（北部）とフランス語（南部）が基本的な公用語とされており⁹、官報に掲載される法律もこの2カ国語で表記される¹⁰）。

私法関係について見ると、民法典は独立後もフランスのナポレオン民法典を継受していた。それ故、フランスもベルギーも民法に関してはルーツを同じくするが、時代の変化に対応し、それぞれ独自の発展を遂げている。このように、ベルギー法は大陸法系に属するが、様々な点でフランス法の影響を受けている¹¹。保険契約法に関しては、古くは商法典の中に規定が設けられており（1874年6月11日の法律）、1992年に単行法としての陸上保険契約法が制定されるまでは、古典的な商法が保険契約関係を規律していた。その点で、2008年に日本で保険法が制定されるまでの状況に類似している。

2. ベルギー保険法

2014年までは陸上保険契約法に関する1992年6月25日の法律が保険契約法の規定（第1条～第149条）であったが¹²、2014年に法典化された（保険契

約に関する規定、保険監督法の規定、保険仲介者に関する規定等を統合）。その結果、保険契約に関する規定は、主として第4編「保険契約」（第54条～第234条）に置かれている。

第1編 総則（第1条～第6条）

第2編 事業活動に関する特則（第7条～第20条）

第3編 契約の申し出・締結—情報提供、広告、料率、セグメンテーション、利益参加（第21条～第53条）

第4編 陸上保険契約（第54条～第224条）

第5編 第4編に定める陸上保険契約以外の保険契約（第225条～第256条）

第6編 保険仲介および保険販売（第257条～第279条）

第7編 監督機構（第280条～第303条）

第8編 罰則（第304条～第310条）

第9編 雑則（第311条～第353条）

第4編の規定の詳細は次のとおりである。

第4編 陸上保険契約

第1章 適用範囲および定義（第54条～第56条）

第2章 保険契約一般

第1節 すべての保険契約に共通の規定（第57条～第90条）

第2節 損害填補性を有する保険に固有の規定（第91条～第101条）

第3節 定額給付性を有する保険に固有の規定（第102条～第104条）

第3章 損害保険

第1節 総則（第105条～第106条）

第2節 物保険契約（第107条～140条）

第3節 責任保険契約（第141条～第153条）

第4節 権利保護保険契約（第154条～第157条）

⁹ 他に、ドイツ語が公用語とされる地域も存在する。

¹⁰ 本学会報告ではフランス語の文献に依拠している。

¹¹ たとえば、交通事故賠償に関する規律（1994年法・1995年法・2001年法等）はフランス交通事故法（1985年7月5日法）の影響を強く受けている（山野嘉朗「交通弱者の被害補償とベルギー自動車責任保険法」損害保険研究68巻2号1頁（2006）参照）。

¹² 1992年法の内容については、山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』31頁以下（成文堂、2007）参照。

第4章 人保険

第1節 共通規定（第158条～第159条）

第2節 生命保険契約（第160条～第197条）

第3節 生命保険契約以外の人保険契約（第198条～第200条）

第4節 疾病保険契約（第201条～第211条）

第5節 貸付金の返済を保証する保険契約に固有の規定（第212条～第221条）

陸上保険契約に関する体系的特色としては、詳細な定義規定を設けていること、保険契約一般の規定において、損害填補性を有する保険に固有の規定と定額給付性を有する保険に固有の規定を置いていること、その上で、損害保険と人保険という二分法を採用していること、損害保険では、責任保険契約および権利保護保険契約に関する規定を設けていること、人保険では疾病保険契約や貸付金の返済を保証する保険契約に関する規定を置いていることが注目される。

また、内容的には、保険約款の解釈原則に関する規定、作成者不利の原則を定めた規定、被保険者になる者の将来の健康状態を決定するのに有用な遺伝情報の利用を禁止する規律を設けつつ、これを人保険以外の保険にも拡大適用する規定を設けている点、本報告でも取り上げる、生命保険金受取人である未成年者に対する時効の進行を、成年に達した日まで停止する規定の新設等がとりわけ注目されよう。

（山野）

VI 日本法

1. 日本法全般

明治維新後、明治政府はわが国独自の近代的立法の制定に着手したが、大陸法（フランス法・ドイツ法）を範として法典を編纂した。私法関係では、民法典は当初、フランスからボワソナードを招聘して民法草案を起草させた。これをもとに完成したのが明治23（1890）年公布の旧民法であるが（編別は基本的にフランス方式）、これに対する反対運動が起こり、施行されることなく終わった。その後、ドイツ民法典の編纂の仕方（パンデクテン方式）を採用した民法典が起草され、明治31（1898）年に施行された（明治民法）。この民法典はドイツ民法典の構造を採用しつつ、内容的にはフランス民法典の影響を受けるというものであった。

これに対し、商法典については、ドイツからロエスラー（ロエスレル）を招聘して保険法を含む商法草案を起草させた。この草案は明治17（1884）年に完成し、数年の審査を経て明治23（1890）年に旧商法典として公布されたが、その施行は延期された。その間の議論・検討を経て、明治32（1899）年に新商法典（以下、「商法」という。）として公布されるに至った。その内容はドイツ法の影響を強く受けたものである。

2. 日本保険法

（1）沿革

保険取引は商行為の一つとされていたので（商法502条9号）、保険契約に関する規定は商法第2編「商行為」第10章「保険」（商法629条～683条）に置かれていた（海上保険については第3編「海商」第6章「保険」に規定されている）。陸上保険契約の規定は明治44年に一部改正が行われただけであり、その後、実質的な改正は行われなかった。

他方、有力な学者・保険実務家によって構成され

る研究会が、保険契約法の改正について、諸外国の法動向を踏まえた上で検討を続け、数次にわたり注目すべき試案¹³を公表してきた。しかし、具体的な立法作業には直結しなかった。

近年に至り、各種法制度の現代化が検討される中、平成18年9月6日の法制審議会において法務大臣から、保険法の見直しについての要綱を示すことを求める諮問がされたことにより、保険法部会が設置され、保険契約法の改正作業が具体化することとなった。そして、平成20（2008）年5月30日に「保険法」という名称の法律が成立し、同年6月6日に公布され、平成22（2010）年4月1日に施行された。なお、これに伴い、「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により、陸上保険契約に関する商法629条～683条は削除されている。以上のように、現行保険法は、約100年ぶりの全面改正を受け、商法典から独立した単行法として存在している。

なお、保険監督・保険組織・保険募集については保険業法が規律しており、フランスやベルギーのように、保険契約法と保険業法を保険法典として一つの法体系の中に取り込むという方式は、日本では採用されていない。

（2）特色

保険法は概ね次のような特色を持っている。

- ① 法文が現代語化された。
- ② 体系的整理がなされた（保険契約を三分類（損害保険契約・生命保険契約・傷害疾病定額保険）し、

それぞれを時系列的に（①成立、②効力、③保険給付、④終了）整理した。

③ 適用対象が、実質が保険と変わらない共済にも拡大された。

④ 保険契約に関する基本用語の定義規定が置かれた。

⑤ 傷害疾病保険契約に関する規定が新設された。保険法は、傷害保険と疾病保険を併せて傷害疾病保険という名称を設けた。この保険には定額給付型のもので損害てん補型のものであるが、保険法は、後者を損害保険の中を含めつつ、傷害疾病損害保険に関する規定を置き、前者は傷害疾病定額保険として独立した体系を構築している。

⑥ 保険契約者の保護を図るための規定を設けるとともに（告知義務に関する規定、とくに質問応答義務や保険媒介者による告知妨害等の規定の採用、保険給付の履行期に関する規定、超過保険や重複保険に関する規律の改善、介入権制度、被保険者による解除請求制度）、多くの規定を片面的強行規定（これに反する特約で保険契約者等に不利なものを無効とする規定）とし、これを具体的に明示した。

⑦ モラル・リスクに対応する規定（重大事由解除の制度）が新設された。

⑧ 責任保険における被害者保護の規定（保険給付請求権についての先取特権）が新設された。

⑨ 生命保険契約・傷害疾病定額保険契約の規律を整備するとともに、これまで一部の判例や学説が有効と認めていた「遺言による受取人変更」が法定されると共に、受取人変更の意思表示の相手方を保険者とする規定を設けた。

（山野）

¹³ もっとも新しいものとして、損害保険研究会『損害保険契約法改正試案・傷害保険契約法（新設）試案理由書』（損害保険事業総合研究所、1995）、傷害保険契約法研究会『傷害保険契約法改正試案（2003年度版）理由書』（生命保険協会・損害保険協会、2003）、生命保険法制研究会（第二次）『生命保険契約法改正試案（2005年確定版）理由書・疾病保険契約法試案（2005年確定版）理由書』（生命保険協会、2005）参照。